

2021年度 協定大学（英語圏）派遣留学生 募集要項

同志社女子大学外国協定大学留学制度に基づく派遣留学候補者を、以下の要領で募集します。
本学国際交流の理念・目的を理解し、派遣留学生として派遣先大学と本学との交流に貢献する意欲と派遣先大学での単位履修に明確な目的を持った方の応募を期待します。

1. 留学先大学

国	大学名・都市	ウェブサイト
アメリカ	Chatham University, Pennsylvania	http://www.chatham.edu/
	Mary Baldwin University, Virginia	http://www.marybaldwin.edu/
	Millikin University, Illinois	http://www.millikin.edu/
	Smith College, Massachusetts	http://www.smith.edu/
	Sweet Briar College, Virginia	http://www.sbc.edu/
カナダ	Mount Allison University, New Brunswick	http://www.mta.ca/
	University of Guelph, Ontario	https://www.uoguelph.ca/
	University of Victoria, British Columbia	http://www.uvic.ca/
イギリス	Royal Holloway, University of London, England	http://www.rhul.ac.uk/
	University of Leeds, England	http://www.leeds.ac.uk/
	University of Warwick, England	http://www2.warwick.ac.uk/
オーストラリア	Griffith University, Queensland	http://www.griffith.edu.au/
	University of New South Wales, New South Wales	http://www.unsw.edu.au/

※ 2021年度については、University of Victoriaへの派遣はできないので、注意すること。

※ 留学先大学については、変更する場合があるので、国際課掲示板等で確認すること。

※ Mary Baldwin College (MBC) は、Mary Baldwin University (MBU) に校名変更しました（2016年8月付）。

2. 派遣学生数

年間24名以内。但し、1セメスター留学生は0.5人とカウントする。

なお、同一大学・学期に派遣する人数は、原則として最大5名とする（1回の選考につき、同一大学に最大3名の合格とする）。

3. 募集対象

留学開始時において、本学学部学生である者。但し、次の者を除く。

- ① 留学時に本学学部に在籍1年未満の者
- ② 本学協定留学もしくは認定留学制度をすでに利用した者
- ③ 国際教養学科生



4. 出願資格

出願時において、次の2つの条件を満たしていること。

- ① 累積GPA 2.0以上
- ② TOEFL または IELTS で、以下のスコアを有すること。但し、TOEFL-ITPで出願する場合は、TOEFL-iBT もしくは IELTS を最低1回受験しておかなければならぬ(要、スコア原本提出)。
 - ・TOEFL-iBT57点、TOEFL-ITP490点、または IELTS5.5以上

※TOEFL-iBTでの出願はTest Dateスコアのみ有効とする(MyBest™スコアは適用されない)。

※以下の点に留意すること。詳しくは、別紙『協定大学プログラム別の基準点と留学期間』を参照してください。

- ・協定大学やプログラムごとに、必要な英語のスコア、GPA、あるいは学年要件が異なること。
- ・TOEFL-iBTで出願する場合は、MyBest™スコアの出願を認める大学・プログラムがあること。
但し、この場合においてもTest Dateスコアで出願資格である57点を満たしていないなければならない。
- ・TOEFL-ITPを出願書類として受け付けない大学・プログラムがあること。
- ・イギリス留学をする場合は、(従来の)IELTSではなく、IELTS for UKVIの受験が求められるプログラムがあること。

5. 学籍上の留学期間

本学学籍上の留学期間は、本学の1つの学期(セメスター)を最小単位とし、2学期以内とする。従って、学籍上の留学期間は、次の4パターンとなる。但し、卒業年次の秋スタート・1年留学を申請することはできない。

なお、実際の留学期間は大学やプログラムにより異なるので、詳しくは、別紙『協定大学プログラム別の基準点と留学期間』や、各大学のウェブサイト等で確認すること。

留学パターン	春学期	秋学期	(次年度)春学期
春スタート・1年留学	留学	留学	
春スタート・セメスター留学	留学		
秋スタート・1年留学		留学	留学
秋スタート・セメスター留学		留学	

6. 留学期間の扱い

留学期間は在学期間に算入するため、休学手続きをとる必要はない。

7. 単位認定

留学先大学にて修得した単位は、40単位(1セメスター留学の場合は30単位)を上限として、本学の卒業に必要な単位として認定することができる。なお、同志社大学科目、大学コンソーシアム科目、放送大学科目等との単位互換協定に基づく認定、および文部科学大臣が定める学修等による単位認定は、計10単位を上限とし、留学先で履修した科目の単位認定と合わせて40単位(1セメスター留学の場合は30単位)を上限とする。詳しくは、各学部の履修要項を参照のこと。

8. 卒業時期

前述のとおり、留学期間が在学期間に算入され、留学先大学で履修した科目が本学の卒業必要単位として認定できる。しかし、留学生の本学所属学科、留学の時期により、卒業延期となるケースがあるので充分に注意すること。学科ごとの卒業時期については、次のとおり。

1) 2~3年次（薬学部は、2~5年次）で留学を開始する場合

- Aの学生：留学期間を含めて所定の在籍年数で卒業することが可能。
 Bの学生：3年次秋学期から卒業年次春学期まで留学する場合は、原則1年間の在学延長が必要。その他の場合は、留学期間を含めて所定の在籍年数で卒業することが可能。
 C・Dの学生：単位認定上のルールにより、原則1学期間または1年間の在学延長が必要。

2) 卒業年次に留学を開始する場合

- Aの学生：① 卒業年次の12月までに留学が終了する場合
 　　留学期間を含めて所定の在籍年数で卒業することが可能。
 ② 卒業年次の1月以降に留学が終了する場合
 　　原則1学期間の在学延長が必要。

Bの学生：単位認定上の制約により、原則1年間の在学延長が必要。
 C・Dの学生：単位認定上の制約により、原則1学期間または1年間の在学延長が必要。

【学科区分】

- A. 音楽学科音楽文化専攻、メディア創造学科、社会システム学科、現代こども学科、英語英文学科
- B. 日本語日本文学科、人間生活学科、食物栄養科学科食物科学専攻
- C. 音楽学科演奏専攻
 ※学科が要求する一定の条件に応えられる場合は、所定の在籍年数での卒業が可能。詳しい条件については、国際課で確認すること。
- D. 医療薬学科、看護学科、食物栄養科学科管理栄養士専攻

9. 英語研修（E S L）

1年留学プログラムの中には、正規科目履修前に英語研修（E S L : English as a Second Language）の受講が求められる場合がある。この英語研修については、留学先大学内で実施される所定の英語プログラムに参加する場合、あるいは英語研修先を自己責任のもとで選択し、10週間以上のプログラムを受講する場合があり、国ごと、留学先大学ごとに受講条件が異なるので注意すること（詳細については、『スタディ・アブロード—協定大学留学への手引き』を参照のこと）。

10. 費用

- 1) 本学と留学先大学の学費を二重払いする必要はない。留学生は、本学に所定の学費を納入することにより、留学先大学での正規科目履修にかかる授業料は免除される。
- 2) 卒業年次で留学し在学延長となる場合、延長期間の本学学費は全額を納入する（但し、教育充実費は免除）。
- 3) 学生個人負担分は、次のとおりとなる。

【学生個人負担分】

- ① 留学期間中の本学所定の学費
- ② 正規科目履修期間終了後のメイタームやサマーターム等の授業料（履修希望者のみ）
- ③ 留学先大学の寮費・食費・雑費など（※1）
- ④ 渡航費
- ⑤ 海外旅行保険料、海外アシスタンスサービス会員費（※2）
- ⑥ 英語研修を受講する場合の研修費、滞在費・食費・雑費など
- ⑦ その他生活費

※1 雜費など

留学先での学習・生活関連諸費（学生会、実習、書籍、文房具、医療、健康保険料、洗濯、電話、郵便、娯楽費など）。

※2 海外アシスタンスサービス会員費

万が一、留学生が健康上のトラブルや事件・事故などに遭遇した際、専門スタッフによる様々な支援を受けるサービス費用。会費は6か月以上1年以下の加入期間で18,000円。

1 1. 教職課程

留学期間中は教職課程科目の履修ができないため、課程修了のためには、1学期間または1年間の履修期間の延長が必要となる。従って、単位数を満たすためには、在学延長期間中に履修を継続するか、卒業後1年（9月卒業となる者は、1学期間）以上、教職に関する科目を科目等履修生として履修を継続しなければならない。詳細は、教務部免許・資格課で確認すること。

1 2. 遵守事項

本協定大学留学制度の候補者として内定した者は、『同志社女子大学中・長期留学に関する遵守事項』を守らなければならない。

1 3. その他

本協定大学留学制度の詳細については、『スタディ・アブロード—協定大学留学への手引き—』を参照すること。また、国際交流ウェブの『留学体験レポート』も参考にすること。

出願・選考について

募集人数 1回の選考につき、原則12名（年間24名）※募集要項「2. 派遣学生数」参照

大学別派遣人数 1回の選考につき、原則3名以内 ※募集要項「2. 派遣学生数」参照

○ 出願書類

- ① 協定大学派遣留学 出願書（写真貼付）
- ② 保証人の同意書（所定のフォーム）
- ③ TOEFL または IELTS の成績表原本（出願締切日から起算して1年以内に受験したものに限る。
なお、TOEFL-ITP の点数により応募資格を満たした場合でも、TOEFL-iBT または IELTS のスコア（基準点を満たしている必要はない）も併せて提出しなければならない。）
- ④ 英語による課題作文（以下の要領で作成すること）

<課題>

【春スタート留学】

（8月下旬に発表）

【秋スタート留学】

（12月下旬に発表）

<作成要領>

- 1) Ms-Word を使い、A4用紙1枚に作文すること。
- 2) 文字は12ポイントとし、1行の文字数、行数は30行以上で任意とする。
- 3) ヘッダーに、学籍番号と氏名を入れること。

※ 出願資格については、本要項の「4. 出願資格」で確認すること。

※ 上記の成績表は、出願期間最終日までに原本を提出すること。但し、TOEFL-iBT、IELTSについて、出願期間最終日の1か月前までに受験した場合で、成績原本が未着の場合は、「My Home Page」、または「オンライン試験結果表示サービス」の画面コピーで可（原本入手後、速やかに国際課に提出すること）。

○ 選考方法

- ・書類 … 上記「出願書類」およびGPA
- ・面接 … 日本語、英語

※ 本学は留学候補者を留学先大学に推薦する。受入可否の最終決定は留学先大学が行う。

◎ 春スタート留学の出願・選考日程

出願期間	2020年9月28日(月)～10月9日(金)17時00分まで
提出先	京田辺／今出川 国際課
選考日・場所	2020年10月17日(土) 今出川キャンパス
合格発表	2020年10月27日(火)

◎ 秋スタート留学の出願・選考日程

出願期間	2021年1月25日(月)～2月5日(金)17時00分まで
提出先	京田辺／今出川 国際課
選考日・場所	2021年2月15日(月) 今出川キャンパス
合格発表	2021年2月25日(木)

※ 一般入試(前期)実施日(1月26日～29日)は、事務室閉室のため出願できない。

【注記】

1. 出願期間において、セメスター語学留学制度による留学中の者、そのほか休学留学などやむを得ない事情により出願書類を国際課に持参できない者は、あらかじめ国際課の了承を得て、書留郵便またはこれに相当する方法による出願ができる。この場合も、締切日時(日本時間)必着を厳守すること。なお、面接試験は、セメスター語学留学中の者に限り国際課が別途指示する方法・日程により行う。
2. 合格発表当日に第1回オリエンテーションを実施する。合格者は必ず参加すること。当日無断欠席した場合は、留学を辞退したものとみなすので注意すること。

【お問い合わせ先】国際部国際課

○京田辺キャンパス

TEL: 0774-65-8458 fax: 0774-63-5355

eメール: kokusa-t@dwc.doshisha.ac.jp

○今出川キャンパス

TEL: 075-251-4158 fax: 075-251-4160

eメール: kokusa-i@dwc.doshisha.ac.jp